

長 第 1412 号
平成20年3月28日

各老人福祉施設の施設長
各介護サービス事業所の管理者 殿
各介護老人保健施設の管理者

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における食品の安全確保等について

社会福祉施設等における衛生管理については、「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成15年12月12日付け社援基発第1212001号課長連名通知）により努めていただいておりますが、先般の中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害の発生等がありましたので、下記の点に留意し、衛生管理を十分徹底されますようお願いいたします。

記

- 1 食品の選定及び購入に当たっては、細心の注意を払い安全なものを選択するよう、万全を期すこと。
- 2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。
- 3 保健所等の関係機関と日ごろから連携を図り、平時及び非常時における関係者間の情報共有体制を構築すること。
- 4 万が一食中毒等が発生した場合には、速やかに保健所及び市町村に対し報告を行うこと。

事業サービス担当 荘司 TEL 023-630-3124 FAX 023-630-2271
